

(介護予防) 短期入所生活介護

重要事項説明書(契約書別紙)

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態又は要介護状態にある方に対し、適正な(介護予防)短期入所生活介護を提供することにより要支援状態又は要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	(介護予防)短期入所生活介護センター なの花
指定番号	平成20年 5月 1日指定 1870102074
所在地	福井県福井市加茂河原3丁目1-22
管理者の氏名	津田 豊久
電話番号	0776-36-8784
FAX番号	0776-36-8719
サービスを提供する地域	福井市全域

(2) 事業所の従業者体制(併設の地域密着型特別養護老人ホームと兼務となります)

	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名	—	1名
医師	健康管理及び療養上の指導	—	1名	1名
生活相談員	生活相談及び指導	1名	—	1名
介護職員	介護業務	5名	以上(常勤換算)	
栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	—	1名	1名

(3) 設備の概要

定員 10名

○居室

全個室(短期専用) 10室

○食堂

1室

利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○浴室

1室

浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。

○便所

4室

必要に応じて各所に便所を設けます。

○機能訓練室 1室

○その他の設備

設備としてその他に、静養室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・相談室・面談室・介護職員室等を設けます。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

① (介護予防) 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、(介護予防) 短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

② 食事

- ・食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

③ 入浴

週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④ 介護

(介護予防) 短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥ 生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本にご家族に対応いただきます。ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。

(2) その他のサービス

① 理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申し出ください。

② 所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、事前のご連絡をお願いいたします。

③ レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。(利用期間中に行われる場合)

④ ショッピング

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該（介護予防）短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護サービス費用

- (1) サービスを利用するに当たり要介護度別（要支援1～2）（要介護度1～5）、負担割合別で必要となるサービス費や加算等
短期入所生活介護センターの花利用料金表に記載（介護報酬改定や事業所の職員体制等により変更となる場合は、更新しています。）

□その他の費用

- (1) 食事の提供に要する費用

ア 基本料金	1食当り	朝・・・510円	
		昼・・・710円	
		夕・・・610円	※実際に提供した食事ごとに請求します。

- (2) 滞在に要する費用

ア 基本料金入所・退所の時間にかかわらず1日当り	2,850円
--------------------------	--------

- (3) 利用者が選定する特別な食事に関する費用の額

予め利用者の選択により外食、注文食、行事食など(1)に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

- (4) 理美容代 2,000円

- (5) その他

ア・利用者の嗜好品の購入、行事への参加費など諸々費用は実費（販売事業者へ直接お支払いください。）

イ キャンセル料

計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けます。

- | | |
|----------------------------------|--------|
| ・利用前日までに利用中止のご連絡頂いた場合 | 無料 |
| ・利用当日に利用中止のご連絡を頂いた場合（連絡のない場合を含む） | 1,500円 |

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回以上避難、その他必要な訓練を実施します。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者： 三島藍子（役職） 生活相談員

ご利用時間： 月～金曜日 9時00分～17時00分

ご利用方法 電話（代）0776-36-8784

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

福井市介護保険担当課

福井県福井市大手3丁目10-1

電話番号：0776-20-5715 FAX番号：0776-20-5766

受付時間：9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

福井県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地：福井県福井市開発4丁目202-1

電話番号：0776-57-1614 FAX番号：0776-57-1615

受付時間：9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

※苦情処理第三者委員 氏名：田嶋里美

住所：福井市南四ツ居1丁目6-12 電話番号：0776-53-0468

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

13. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

- ・ 名称 田中内科クリニック
- ・ 住所 福井県福井市若杉4丁目512

・ 協力医療機関

- ・ 名称 光陽生協病院
- ・ 住所 福井県福井市光陽3丁目10-24

・ 協力歯科医療機関

- ・ 名称 わかすぎ歯科クリニック
- ・ 住所 福井県福井市若杉4丁目813

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

14. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

附則 この重要事項説明書は平成30年4月1日より施行する。

この重要事項説明書は令和元年10月1日より施行する。

この重要事項説明書は令和3年4月1日より施行する。

この重要事項説明書は令和3年8月1日より施行する。

この重要事項説明書は令和6年6月1日より施行する。